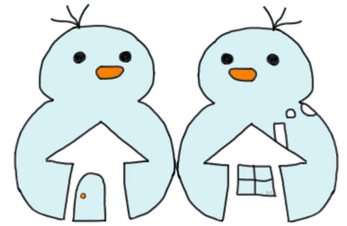


# 令和5年度 旭川市住宅雪対策補助金 御案内



冬期における住環境の快適性や安全性の向上を  
考えて住宅の雪対策工事を行う場合に、その費用の一部を  
補助します。

<b>対象住宅 対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 旭川市内にある住宅であること（賃貸住宅を含む）</li><li>◆ 申請日時点で工事を行う住宅に申請者の住民登録があること 又は 申請者が所有している住宅であること</li><li>◆ 申請者が旭川市税を完納していること</li></ul>
<p>※ 過去に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助金」や「やさしさ住宅補助金」を利用する場合は対象になりません。</p> <p>※ 融雪施設設置工事の場合は、新築中又はこれから新築する住宅も対象です。</p> <p>※ 空き家・別荘・公営住宅・高齢者施設等は対象外です。 その他詳細は Q&amp;A を御確認ください。</p>	

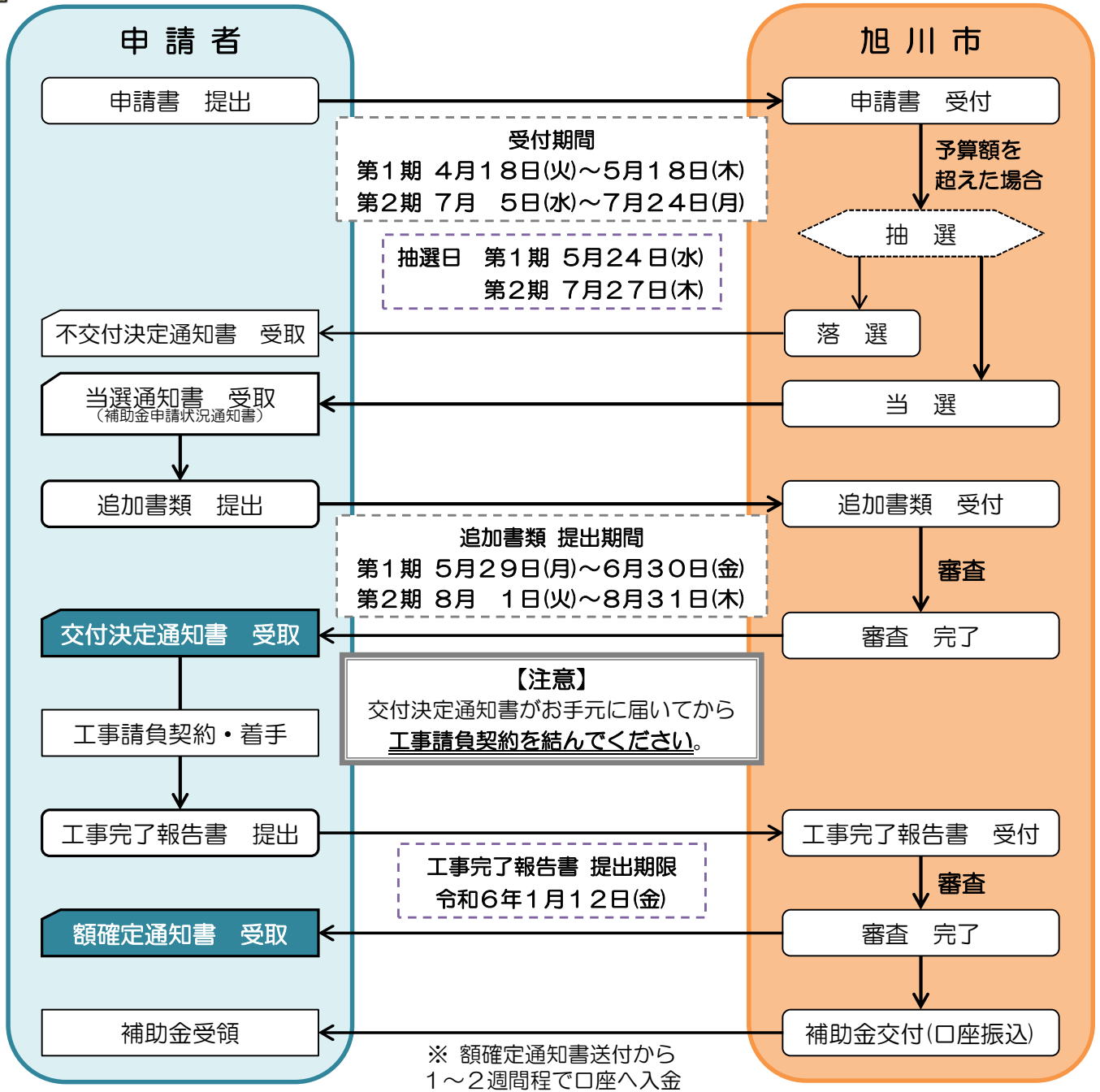
<b>対象工事</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 融雪施設設置工事（融雪槽・融雪機やロードヒーティングなどの新設）</li><li>② 雪対策のための住宅改修工事（無落雪屋根への改修や雪庇防止装置の新設など）</li></ul> <p>※ 対象工事費が税込30万円（法人は税抜）以上の工事から申込みできます。</p> <p>※ ②雪対策のための住宅改修工事は、<u>既存の一戸建住宅のみが対象です。</u></p> <p><u>詳細については「対象工事基準」を御確認ください。</u></p>
<p>※ 本制度は、<u>市内に営業所等がある施工業者</u>と工事請負契約することが条件になります。</p> <p>※ 既に<u>工事請負契約が済んでいる場合</u>や、<u>工事に着手・完了している場合</u>は対象外になります。</p>	

<b>補助金額</b>	一律 10 万円
-------------	----------

<b>受付期間 及び 募集予算額</b>	<p>第1期：令和5年4月18日（火）～5月18日（木） 抽選：5月24日（水）</p> <p>第2期：令和5年7月 5日（水）～7月24日（月） 抽選：7月27日（木）</p> <p>募集予算額：第1期・第2期 各2,500万円</p> <p>※ 令和5年度から<u>オンライン申請</u>が可能になりました。 詳しくは8ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。</p> <p>※ 郵送での申請は、受付期間内<u>必着</u>でお送りください。</p> <p>※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。</p> <p>※ 第1期で予算額を超えなかった場合は、残った予算を第2期に上乗せし、第2期で予算額を超えなかった場合は、<u>11月17日（金）</u>まで先着順で受付します。</p>
------------------------------	--

※ 次ページの「申請にあたっての注意事項」もお読みください ※

# 申請から補助金の支払までの手順の流れ




## ⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、定められた期間内に追加書類を提出してください。  
**必ず『補助金交付決定通知書』が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。**
- 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 申請時や完了時の審査で、現地を確認する場合があります。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。**
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きが必要になる場合があります。
- 建築基準法第6条第1項の規定により、工事前に確認申請が必要になる場合があります。  
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

## 市役所からのお願い

道路への雪出しをしないようにし、  
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。

 **手続きに必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類 ※申請方法については7ページを御確認ください。	
①補助金交付申請書	所定の用紙 <span style="float:right">10,11 ページ参照</span>
②工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書 <span style="float:right">9 ページ参照</span>
当選後に必要な書類（追加書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。	
①現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの） ※融雪施設設置工事の場合は、設置する予定の位置に障害物がない状態で、敷地全体を写してください
②工事の図面	工事箇所や使用材料の内容・寸法等が分かる図面 ※融雪水の排水経路・排水方法が分かるもの
※店舗等を併設している住宅の場合	店舗・事務所等と住居部分の面積がわかる各階平面図
③申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの） ※市外在住の方であっても、旭川市に固定資産税等の納付があれば取得可能です。詳しくは窓口又は各支所にお問い合わせください
・カタログの写し ※屋根材を変更する場合	落雪しづらい仕様であることが確認できるカタログ等の写し
・住宅の所有を確認できる書類 ※申請者が居住していない場合	・登記事項証明書（最新の内容で原則3か月以内のもの）、納税通知書 ・新築中又はこれから新築する住宅の場合は、建物の工事請負契約書の写し ・建売住宅を購入した場合は、売買契約書の写しなど
完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和6年1月12日（金）	
①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
②完了写真	工事を行った全ての範囲が分かる写真 ※電熱線や配管設置工事など、工事完了後に確認できなくなる部分は <b>施工中の写真</b> も必要です
③工事請負契約書等の写し	契約日は「補助金交付決定通知書」の交付日以降となります ※申請者と契約者が異なる場合は、関係性を示す書類が必要です
④支払を証明する書類の写し	領収書や払込受領証などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要です
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
⑥道路占用許可書の写し ※必要な場合	融雪施設設置工事等で道路占用許可を受けた場合は、許可書の写し ※道路側溝などに排水管を接続するときは、その工事を行う前に許可を受ける必要があります。また、宅地内の既設排水管に接続する場合でも許可が必要になる場合がありますので御注意ください。 詳しくは、土木部土木管理課道路占用係 ☎（0166）25-5375
・検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は、提出が必要です

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請受付時、アンケートに御協力ください。

※ オンラインで申請を行う場合は、下記の二次元コードにアクセスし、手続きを行ってください。

※ 郵送で提出する場合は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して、**期間内必着**でお送りください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市住宅雪対策補助金

**申請窓口・お問合せ先**

旭川市 建築部 建築総務課 ☎（0166）25-9708  
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎4階  
Email : reform@city.asahikawa.lg.jp



## 対象工事基準

融雪施設設置工事	<b>融雪施設の設置</b>
	<p>1 融雪槽 又は 融雪機（固定式のもの）の新設</p> <p>2 ロードヒーティングの新規敷設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用の可否にかかわらず敷地内に同種の<b>既存施設がない住宅</b>への設置のみ対象</li> <li>・融雪水の排水が適正に処理される施設のみ対象</li> <li>・落下の危険がある投雪口に格子蓋を設置するなど使用者の安全に配慮した構造の施設のみ対象</li> </ul> <p>※融雪水の排水管を道路側溝等に接続する時、又は道路上にロードヒーティングを設置する時は <u>工事着手前に道路占用許可の手続を行うこと</u>（既存の排水管に接続する場合にも必要な場合があります。）</p> <p>※熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音・排気等に十分配慮すること</p>
雪対策のための住宅改修工事（一戸建住宅のみ対象）	<b>屋根雪対策</b>
	<p>3 ルーフヒーターの新設</p> <p>4 無落雪屋根 [M形屋根, フラット屋根 (屋根勾配 3/100 程度)] への改修</p> <p>5 滑雪する屋根材 (カラートタン等) を落雪しづらい屋根材 (砂付きルーフィング等) へ張替</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存の屋根が<b>勾配屋根</b>であること</li> <li>※融雪水の排水が適正に処理するものであること</li> <li>※<b>既存の状態</b>で<b>隣地に対する落雪がない住宅</b>であること</li> <li>※軒先の雪・氷せり出しに対する防止策を講じるものであること</li> <li>※雪の重さに十分耐えられる構造であること</li> </ul>
	<p>6 雪庇防止装置 (雪庇切り金物等) の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として<b>無落雪屋根</b>への設置が対象</li> </ul>
	<b>雪よけ屋根の新設</b>
	<p>7 玄関アプローチの通行上必要な部分への雪よけ屋根の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーポート兼用のものは、<u>本体幅が柱芯3.0m以上で、歩行部分の有効幅1.2m以上確保できるもの</u>に限る</li> <li>・玄関フードは、<u>新たに屋根を設ける場合又は既存の屋根より延長できるもの</u>に限る</li> </ul> <p>※カーポート兼用の場合は、<u>工事着手前に確認申請の手続が必要</u></p>
共通	<p>8 その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事</p>

対象にならない工事の例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪施設や屋根のルーフヒーターの改修</li> <li>・落雪屋根の勾配の向きの変更や勾配のある屋根への改修</li> <li>・玄関アプローチを兼ねない駐車用カーポートの設置</li> <li>・玄関底のみの無落雪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の塗装塗替え・張替え, 防水改修</li> <li>・屋根に設置する雪止め金物</li> <li>・防雪フェンス</li> </ul>

- ※ 融雪施設設置工事は、新築中又はこれから新築する住宅も対象です。ただし、住宅の新築工事とは別契約で、かつ、融雪施設の工事請負契約前であることが条件になります。
- ※ 過去10年以内に本補助金や、住宅改修補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。
- ※ 店舗等を併設している住宅は、**住宅部分の床面積の合計が全体の延べ面積の1/2以上の場合**は、補助対象となります。ただし、専ら住宅以外のために使用されるものは対象外となります。
- ※ 単なる修理・部材交換は対象になりません。
- ※ 道路占用に関わる手数料、製品保証費などは対象外です。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

# 旭川市住宅雪対策補助金 Q & A

## 制度の利用に関すること

<b>Q1</b>	<b>工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。</b>
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。
<b>Q2</b>	<b>5年前に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。</b>
A2	できません。最後に利用されてから10年間は、同じ補助制度を申請することはできません。
<b>Q3</b>	<b>他の補助制度や支給事業と併用できますか。</b>
A3	同年度に、本市で実施している「住宅改修補助金」や「やさしさ住宅補助金」と重複して利用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
<b>Q4</b>	<b>指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。</b>
A4	施工業者の指定や紹介は行っていません。
<b>Q5</b>	<b>施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIYで工事を行う場合は対象になりますか。</b>
A5	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
<b>Q6</b>	<b>自分で設備機器を購入し、その取付けのみ施工業者に依頼する工事は対象になりますか。</b>
A6	いわゆる施主支給や材工分離工事は、対象になりません。
<b>Q7</b>	<b>申請する住宅に住んでいなくても申請できますか。</b>
A7	居住者のいる住宅の所有者（法人含む）であれば申請できます。 なお、融雪施設を設置する場合は、新築住宅の発注者も申請できます。ただし、住宅とは別契約で、かつ融雪施設の工事請負契約前であることが条件になります。
<b>Q8</b>	<b>親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。</b>
A8	別居している子（3親等以内に限る）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。※工事完了報告時に親子関係を示す書類を提出していただきます。

## 対象となる住宅に関すること

<b>Q9</b>	<b>建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。</b>
A9	住宅部分の床面積の合計が建物全体の1/2以上の場合は、補助対象となります。ただし、専ら非住宅部分のために使用されるものは対象外になりますので、御注意ください。
<b>Q10</b>	<b>分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。</b>
A10	分譲マンションで工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を確認してください。
<b>Q11</b>	<b>車庫や物置に行く工事は対象になりますか。</b>
A11	住宅と分かれている車庫や物置等は対象になりません。
<b>Q12</b>	<b>二世帯住宅は申請できますか。</b>
A12	内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、一方の世帯者が申請可能です。 また、内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合は、共同住宅として扱い、融雪施設設置工事のみ、一方の世帯者が申請可能です。

## 対象となる工事に関すること

<b>Q13 融雪施設の修理や、ボーリング調査のみの工事は対象になりますか。</b>
A13 修理や、調査のみの工事は対象になりません。また、使用の可否にかかわらず、敷地内に同種の融雪施設がある場合は、新たに設置する場合であっても対象外になります。
<b>Q14 既に融雪槽がある住宅にロードヒーティングを設置する場合は対象になりますか。</b>
A14 融雪槽とロードヒーティングは、対象工事基準で工事種別が異なるため、対象となります。
<b>Q15 屋根勾配の向きを変えるのは対象になりますか。</b>
A15 勾配屋根から無落雪屋根への改修は対象となります。 単に屋根の勾配や向きを変える工事は、対象にはなりません。
<b>Q16 カーポートは対象になりますか。</b>
A16 玄関から道路まで歩行者のアプローチを兼ねたカーポートは対象になります。 横幅が柱芯で3m以上で、歩行部分が有効で1.2m以上確保できていることが条件になります。 ※なおカーポートの新設は、工事前に <u>建築確認申請の手続き</u> が必要になりますので、御注意ください。

## 申請の手続に関すること

<b>Q17 見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。</b>
A17 必要ありません。ただし、工事の種類に補助対象工事と対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記してください。判断が難しい場合は、お問い合わせください。
<b>Q18 複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。</b>
A18 それぞれの見積書を全て添付し、申請書の「補助対象工事費」には全ての工事の総額を記入してください。
<b>Q19 申請などの手続きは申請者本人が行わなければならないですか。</b>
A19 申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
<b>Q20 第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。</b>
A20 できません。申請する意思や工事内容を確認するため、申請書類は改めて提出してください。
<b>Q21 インターネットによるオンライン申請はできますか。</b>
A21 <u>令和5年度からオンラインでの申請を開始しました。</u> 8 ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。

## 住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

住宅やリフォームに関する心配事や疑問など相談することができます。

**住まいるダイヤル ☎0570-016-100**

**（受付：10:00～17:00 土日、祝日、年末年始を除く）**

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。

PHS や一部のIP 電話などでつながらない場合は03-3556-5147 を御利用ください。

# 旭川市住宅リフォーム補助金 申請方法の御案内

「旭川市住宅雪対策補助金 御案内」(パンフレット)をよくお読みいただき、次のいずれかの方法で申請手続きを行ってください。

申請時に必要な書類は3ページ、各書類の参考例は9ページ以降を御確認ください。

## ■オンライン申請

令和5年度からオンラインでの申請を開始しました。

申請書類の印刷や、書類の郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。

速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。

詳しくは8ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。

## ■郵送申請

必要書類を全て揃えて、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して以下郵送先まで送付してください。郵送申請は、受付期間内**必着**まで有効です。

## ■窓口申請

必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。

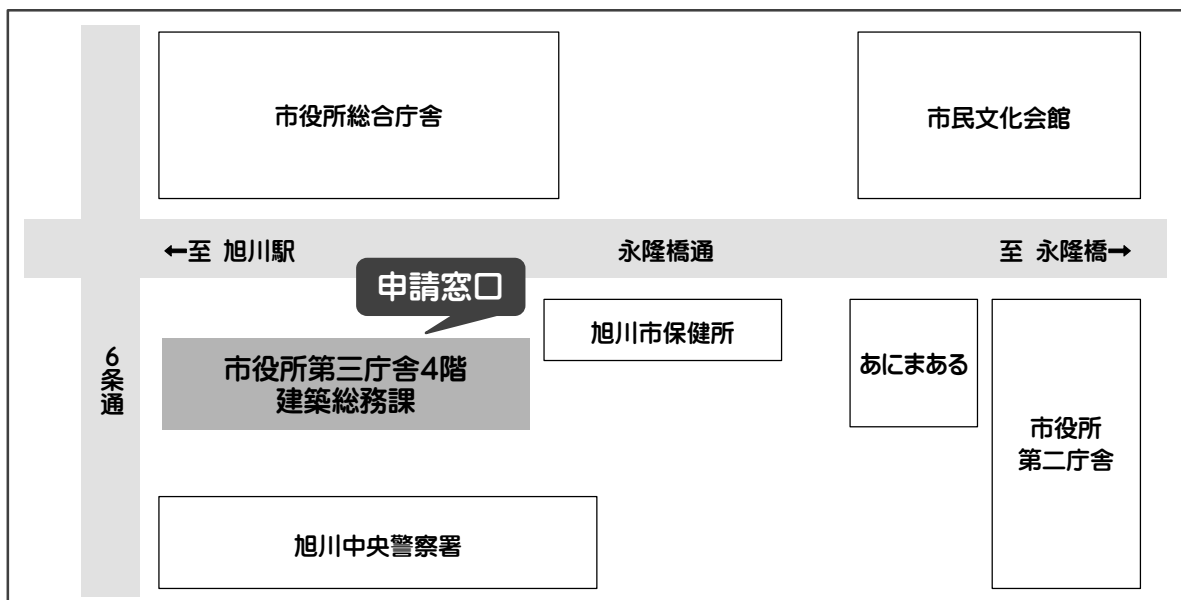
開庁時間：平日 午前8時45分～午後5時15分

※受付最終週は窓口が大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

なお、各支所や地区センター等では申請できませんので、御注意ください。

## 《申請窓口・郵送先》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階  
建築部 建築総務課 ☎25-9708  
E-mail: reform@city.asahikawa.lg.jp



## 《 オンライン申請の利用方法 》

オンライン申請とは、自宅や外出先からでも、時間を選ばずスマートフォンやパソコン等により、申請に必要な手続きがインターネットを利用して行えるものです。  
手続きの際は、必要書類の画像ファイル等を添付する必要があります。  
予め書類の画像ファイル等を準備の上、手続きを行っていただくとよりスムーズになります。

### 1. 右の二次元コードを読みとるか、ホームページから申請画面へアクセス

申請する**補助制度名**を必ず確認してください。

予定する工事がどの制度に該当するか判断が難しい場合は、お問い合わせください。

申請ホームページ：<https://logoform.jp/form/iLZf/228449>



オンライン申請

### 2. 必須項目を入力

申請者氏名、申請者住所を誤った内容で入力すると、申請が受け付けられない場合があります。

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

また、質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続きが正常に行えません。質問事項は『補助金交付申請書』と同じ内容です。不明な箇所がある場合は、**10ページ**〈申請書 記載例〉を確認してください。

### 3. 見積書ファイルをアップロード

工事見積を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。

ファイル形式は、**Word, Excel, PDF, JPEG, PNG**のいずれかとしてください。(最大容量 5MB)

※提出データは、A4 サイズの用紙に印刷した場合に文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

### 4. 仮番号の発行

「確認画面へ進む」から画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」してください。

送信完了時に発行された「仮番号」は、オンライン申請上の仮の番号になります。

**後日、正式な「受付番号」を登録されたメールアドレスにお送りします。**抽選結果や、今後の手続きで必要になる番号は「受付番号」になりますので御注意ください。

入力完了後、申請者アンケートにも御協力をお願いします。

### 5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。

以下の送信元アドレスからのEメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。

差出人 ドメイン：@logoform.jp



#### 注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザでアクセスした際に、再開することができます。
  - ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
  - ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
  - ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話にて連絡させていただきます。
  - ・受付期間締切間際の申請の場合、トラブル等による遅れには対応できかねます。早目の申請に御協力をお願いします。
- ◆ オンライン申請による質問等は、建築総務課（☎25-9708）までお問い合わせください。



# 〈 工事見積書 参考例 〉

## 御 見 積 書

作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

旭川 太郎 様

見積書の宛名、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市〇条通〇丁目〇〇番地

電話 0166-〇〇-〇〇〇〇

御見積金額 **¥885,000** (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 融雪槽設置工事

工事場所 : 旭川市6条通9丁目46番地

見積有効期限: 3ヶ月以内

有効期限は、抽選日以降まで有効なものとし、申請書に記載した工事期間と整合させてください。

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. 融雪槽工事				
融雪槽本体	1	基	□□□	****
揚水ポンプ	1	台	□□□	****
排水ポンプ	1	セット	□□□	****
土工事	1	式	□□□	****
埋め戻し	1.5	m <sup>3</sup>	□□□	****
給排水工事	3.5	m	□□□	****
電気工事	1	式	□□□	****
			計	****
2. 舗装工事				
アスファルト舗装復旧	1	式	□□□	****
.....	1	式	□□□	****
			計	****
			小 計	751,744
			諸経費	56,583
			合 計	808,327
			値引き	▲ 3,781
			再 計	804,546
			消費税	80,454
			総合計	<b>885,000</b>

### 【見積書の注意事項】

• 見積書の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。

例：金額の計算が合わない

数量が全て一式である

対象工事部分が不明確である 等

• 複数の工事がある場合は、必ず工種項目ごとに金額を計上してください。

※製品保証料、道路占用許可に関わる手数料等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。

※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には**総工事費**を記入してください。

# 〈 申請書 記載例 〉

誤りのないようはっきり正確に記入してください。  
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

## 旭川市住宅雪対策補助金交付申請書

(兼申請者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名			
〒	070-0036	フリガナ	アサヒカワ タロウ
住所	旭川市6条通9丁目46番地	氏名	旭川 太郎 66 歳
電話(携帯)番号	090-0000-0000	メールアドレス	@

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団員等による脅迫等の被害を受けた者等に対する生活支援等に関する法律」に基づき、市関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

道路占用許可が必要な場合、市の関係課に本申請の情報が共有されることを承諾し、地下水のくみ上げを行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も自己の責任において対処します。

今回の工事を行う事業者 (施工業者)			
〒	000-0000		
住所	旭川市〇条通〇丁目〇番地	事業者名	株式会社 〇〇工務店
担当者・連絡先 (担当者名)	担当者氏名	(連絡先)	090-0000-0000
工事種別 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
<input checked="" type="checkbox"/>	1 融雪槽・融雪機の新設	<input type="checkbox"/>	2 ロードヒーティングの新規敷設
<input type="checkbox"/>	3 ルーフヒーターの新設	<input type="checkbox"/>	4 無落雪屋根への改修
<input type="checkbox"/>	5 落雪しづらい屋根材への張替	<input type="checkbox"/>	6 雪庇防止装置の新設
<input type="checkbox"/>	7 雪よけ屋根の新設	<input type="checkbox"/>	8 その他 ( )
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	補助対象工事費 (30万円以上) ※個人での申請は税込、法人での申請は税抜	885,000 円	円
	補助申請額 (一律10万円)	100,000 円	
※備考欄			受付番号

申請する工事の該当箇所に✓をつけてください。

【補助対象工事費】  
見積書の総工事費か、全体工事費を記入してください。  
※判断が難しい場合は、記入前に御相談ください。

※裏面の記入もあります。

工事予定期間の日付は、現段階での目安で構いません。  
未定の場合は、「追加書類提出期間」以降で設定してください。  
※おおよその場合は以下のように記載してください。  
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

申請者の現住所と工事を行う住宅の所在地が異なる場合のみ記載してください。

すべての確認事項に✓をつけてください。  
未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

工事予定期間	令和 5年 8月 22日 ~ 令和 5年 9月 22日	
確認事項	現在、工事を行う住宅にお住まいですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	「いいえ」の場合（お住まいでない方）は次の①②も記載してください。 ↓	
	① 新築中、又はこれから新築する住宅ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 工事を行う住宅の所在地を記載してください。 ※申請者の現住所と異なる場合のみ記入	旭川市
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	工事を行う住宅の形式は一戸建ですか、それ以外ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> それ以外
	工事を行う住宅に事務所や店舗は併設されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
	【融雪槽・融雪機・ロードヒーティングの工事を行う場合】	
	現在、敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。 融雪槽・融雪機（ <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない） ロードヒーティング（ <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない）	
	過去に「旭川市住宅雪対策補助金」を利用したことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> ない
今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> しない	
国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 (助成制度等の名称) (工事内容)	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない	

※申請者が法人の場合にあっては、別途任意の様式で代表者並びに役員住所、氏名及びその読み仮名の一

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。  
本補助金で申請する工事と、国等の他の補助制度で対象とする工事内容や、請負契約及び工期が別である必要があります。また、申請後に他の補助制度を利用することになった場合も、必ず報告してください。

補助金の返還を定めることがあります。

融雪施設設置工事は新たに設置する場合のみ対象です。  
既存の施設の修理や、同種の融雪槽がある場合は、この補助金は御利用いただけません。

現在も営まれている事務所や店舗等（非住居部分）が併設されている場合は、非住居部分と住居部分の面積がわかる各階の平面図（間取り図）の提出が必要になります。